第三十条の次に次の一条を加える。

（装備企画課の所掌事務）

第三十条の二　装備企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第六条第一項第三号及び第四号に掲げる事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。

二　調達品及びこれに関する役務に係る契約の相手方における秘密の保全に関すること。

三　調達品及びこれに関する役務に係る契約の相手方における保護すべき情報（秘密を除く。）の保全に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、第六条第一項第三号及び第四号に掲げる事務で装備第一課及び装備第二課の所掌に属しないものに関すること。

第三十二条中第六号及び第七号を削り、第八号中「第三号から前号まで」を「前三号」に改め、同号を第六号とする。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（課等の所掌事務の特例）

第四十五条の二　地方防衛局長は、必要があると認めるときは、地方調整課の事務（第十五条第一項第二号に掲げる事務に限る。）の一部を地方防衛局の他の課等において処理させることができる。

第四十八条の表北海道防衛局の項中「網走支庁管内　十勝支庁管内　釧路支庁管内　根室支庁管内」を「釧路市　帯広市　北見市　網走市　紋別市　根室市　オホーツク総合振興局管内　十勝総合振興局管内　釧路総合振興局管内　根室振興局管内」に改める。

第五十一条第一項第二十三号中「第二十一条第一号」を「第二十一条第二号」に改め、同項中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を第二十七号とし、同条第二項第一号中「及び第二十七号」を削り、同条第四項中「第二十八号」を「第二十七号」に改める。

第五十四条第二号中「第二号、第五号及び第六号並びに」を「第二号から第四号まで、」に、「第六号、第八号及び第九号」を「第六号及び第八号並びに第五十一条第一項第二十六号」に改める。

第六十四条の次に次の一条を加える。

（課等の所掌事務の特例）

第六十四条の二　東海防衛支局長は、必要があると認めるときは、施設企画課の事務（第十五条第一項第二号に掲げる事務に限る。）の一部を東海防衛支局の他の課等において処理させることができる。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○防衛省令第七号

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第四項の規定に基づき、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日　防衛大臣　北澤　俊美

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則の一部を改正する省令

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　車両の管理に関すること。

第七条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年四月一日　人事院総裁　江利川　毅

人事院規則二―三―三一

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

第四条中「四課」を「五課」に、「会計課」を「会計課　国際課」に改める。

第九条第一項第八号中「企画法制課及び職員福祉局の」を「他の」に改め、同項第十六号中「職員福祉局」を「国際課」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（国際課の所掌事務）

第十二条の二　国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　人事行政に係る国際機関、外国の行政機関等に関する事務の調整に関すること（企画法制課の所掌に属するものを除く。）。

二　人事行政に係る国際機関、外国の行政機関等との連絡及び情報の交換に関すること。

三　人事行政に係る国際協力に関する計画の立案及び実施並びに技術的援助に関すること。

四　外国の公務員制度に関する総合的調査研究に関すること。

五　海外に対する広報に関すること。

第十三条中第十号から第十三号までを削り、第十四号を第十号とし、第十五号を第十一号とし、第十六号を第十二号とする。

第十七条中「四課」を「三課」に改め、「国際課」を削る。

第二十三条及び第二十四条を次のように改める。

第二十三条及び第二十四条　削除

第四十三条第三号中「次号、及び第四十四条において」を「以下」に改める。

第五十二条を次のように改める。

（上席国際専門官）

第五十二条　国際課に、上席国際専門官一人を置く。

2　上席国際専門官は、次に掲げる事務を整理する。

一　人事行政に係る国際機関、外国の行政機関等との連絡及び情報の交換に関すること。

二　人事行政に係る国際協力に関する計画の立案及び実施並びに技術的援助に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。

第五十五条を削り、第五十五条の二を第五十五条とする。

第六十二条の二の次に次の一条を加える。

（企画法制官）

第六十二条の三　公平審査局調整課に、企画法制官一人を置く。

2　企画法制官は、不服申立て等に係る訴訟に関する事務及び特に命ぜられた事項に関する事務を行う。

第六十三条第一項中「所要の次席審理官を置くことができる」を「次席審理官一人を置く」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。